

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 339 回

いよいよ消費税率が2%UPになりました。この影響がどう出るか大変心配ですね。

ところで米中貿易戦争や円為替レートの上昇の影響等で、日本の貿易収支は赤字になり、製造業は青息吐息の様相となっています。そこへ消費税率UPのマイナスの影響が加わると、今後の日本経済は大変厳しい状況へと追い込まれる可能性が高いと思わざるを得ません。

こんな状況下で我々中小企業はいかに対処すべきかですが…。「今こそ付加価値の高いことをやれ」あるいは「給料に見合った事をやれ」ですね。

それには社員の皆さんにお願いする業務は、**必要があって** **価値がある** 業務でなければなりません。社長自身が **必要ない** **価値はない** と感じている業務を社員に強いることはできませんし、非効率です。給料がもったいないわけです。価値がないのであればやめてしまえばよい（「ムダな仕事を削れ」ですね）。

そのためには自社の業務内容、従業員の業務内容をもう一度しっかり洗い直さなければなりません。と同時に、時間のかけ方も重要です。業務の内容、付加価値に対応して給料を払うことが大切です。またそのために、アウトソーシングの有効利用も考えていかなければなりません。

そうやって自社の業務・技術・品質を洗い直して効率化を図っていかなければ、これからの厳しい環境を生きぬいていくことはできないように思います。

皆さまも一度考えてみてください。

前田の《今人生を語る》第 244 回
めざめよ日本人 (166)

これからのために、上に立つ者の教訓

「経営者として本来やらなければならない会社の組織全体の流れの把握、トップしかできない判断・決断などは土・日曜日に集中して行う。そのため、経営者には1年中休みはない…」ですね。

私はできているか？あなたはできているか？

受取配当等は収益に計上するものですが、法人税の計算では、一定割合を益金不算入とすることができます。今回は受取配当等の益金不算入制度について解説します。

所有する株式等について配当金等を受け取った場合、会計上は「受取配当金」として収益に計上します。一方、税務上は受取配当金を益金不算入とすることができます。益金不算入になると、その分だけ所得が少なくなり、法人税等も少なくなります。

○なぜ受取配当等は益金不算入とすることができるのか

株主に対する配当等は、法人税を差し引いた後の利益を分配するという形で支払われるため課税済みです。これを受け取った法人で利益に入れると二重課税になってしまうため、受取配当等の益金不算入制度というものが設けられています。

【益金不算入となるもの】

- ・ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配
- ・ 投資信託、投資法人から受け取る金銭の分配
- ・ 資産の流動化に関する法律における特定目的会社からの金銭の分配
- ・ 特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益の分配

【益金不算入とならないもの】

- ・ 外国法人、公益法人等又は人格のない社団等から受ける配当等
- ・ 保険会社の契約者配当金
- ・ 協同組合等の事業分量配当等
- ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配
- ・ 特定目的会社及び投資法人から受ける配当等

外国法人からの配当等は益金不算入の対象とはならないことに注意が必要です。

○受取配当金の益金不算入額の計算はどのように行えばいいのか

まず、株式等保有割合に応じて益金不算入できる割合が異なります。所有する株式を株式等保有割合に応じて4つのグループに区分し、それぞれ益金不算入額を計算します。

区分	保有割合	計算式
①完全子法人株式等	100%	配当等の全額
②関連法人株式等	1/3 超	配当等の全額－負債利子
③その他の株式等	5%超 1/3 以下	配当等の 50%
④非支配目的株式等	5%以下	配当等の 20%

この受取配当等の益金不算入の適用を受けるためには、法人税の申告書 別表八（一）受取配当等の益金不算入に関する明細書を添付する必要があります。